平成３０年（フ）第１８３９号
東京都新宿区西早稲田１丁目９―13―304
破産者　永田　　洋
1　決定年月日　平成30年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１８４２号
東京都調布市国領町５丁目８－１―101
破産者　木村　春夫
1　決定年月日　平成30年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１８４８号
東京都中野区白鷺２丁目36―10―22
破産者　伏田　　雅
1　決定年月日　平成30年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１８９０号
東京都豊島区池袋４丁目30―16　東ビル401号、開始決定時の住所東京都豊島区池袋本町１丁目45―18―101
破産者　安藤　智一
1　決定年月日　平成30年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１８９９号
東京都府中市分梅町２丁目57―22―201
破産者　吉澤　裕昌
1　決定年月日　平成30年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１９００号
東京都府中市分梅町２丁目57―22―201
破産者　吉澤清代美
1　決定年月日　平成30年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１９０５号
東京都荒川区東日暮里２丁目41―12―601
破産者　北本　順一
1　決定年月日　平成30年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１９２９号
千葉県市川市市川２丁目16―１―502
破産者　南部　健次
1　決定年月日　平成30年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１９９１号
東京都新宿区新宿２丁目14―10　第二篠原ビル４階
破産者　八本理恵子
1　決定年月日　平成30年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２０号
栃木県足利市伊勢町３丁目３番地６、前住所栃木県足利市伊勢町221番地
破産者　合資会社上州屋支店
1　決定年月日　平成30年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２９年（フ）第７３５６号
東京都足立区綾瀬１丁目33―７―302
破産者　根本美左子
1　決定年月日　平成30年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８４４１号
東京都江戸川区東葛西２丁目26番14号
破産者　Ｊ．Ｃ．Ｅ．株式会社
1　決定年月日　平成30年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８４４２号
千葉県木更津市祇園３丁目25―15　ソレアードビーダＤ棟
破産者　ウォーカー　エドワードこと　ウォーカー　エドワード　スタンレー
1　決定年月日　平成30年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８４６７号
東京都世田谷区豪徳寺２丁目２－１－Ｂ－２、住民票上の住所東京都世田谷区豪徳寺２丁目２－１
破産者　清水　健一
1　決定年月日　平成30年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９１８４号
東京都中野区本町１丁目32番24号
破産者　ソフトウェア情報株式会社
1　決定年月日　平成30年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９１８５号
東京都中野区本町１丁目32番24号
破産者　株式会社シー・エル・エー
1　決定年月日　平成30年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９１８６号
東京都世田谷区南烏山２丁目２―18
破産者　高森　　修
1　決定年月日　平成30年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１０８号
東京都荒川区南千住７丁目10―15―104
破産者　小野　貴永
1　決定年月日　平成30年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第８７０号
東京都中央区日本橋小網町11番９号　ザ・パークレックス小網町第２ビル８階
破産者　株式会社ノリノリのりくら
1　決定年月日　平成30年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第９４６号
東京都江戸川区北小岩２丁目８番27―302号
破産者　株式会社海鮮工房
1　決定年月日　平成30年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第９４７号
東京都江東区塩浜２丁目18―６―811
破産者　金　　在英
1　決定年月日　平成30年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部